

新潟県条例第27号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新潟県次世代自動車の普及の促進に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>温室効果ガスの排出の抑制に寄与する次世代自動車の普及を促進することが地球温暖化を防止するための脱炭素社会の実現に資するとともに、次世代自動車に関連する地域産業の活性化に資することに鑑み、次世代自動車の普及の促進に関し、県の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針その他の基本的な事項を定めることにより、次世代自動車の普及の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>次世代自動車</u>」とは、<u>電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車であつて、その使用に伴い排出される温室効果ガスがないか、又はその量が相当程度少ないものをいう。</u></p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、<u>次世代自動車</u>の普及の促進に関する施策（以下「普及促進施策」という。）の基本方針を定め、これに基づき普及促進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、市町村、事業者及び事業者の組織する団体が行う<u>次世代自動車</u>の普及の促進に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する基本方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>次世代自動車</u>の需要の開拓を図ること。</p>	<p><u>新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>電気自動車等の普及を促進することが、温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化対策の推進に資するとともに、電気自動車等に関連する地域産業の活性化に資することにかんがみ、電気自動車等の普及の促進に関し、県の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針その他の基本的な事項を定めることにより、電気自動車等の普及の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>電気自動車</u> 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。</p> <p>(2) <u>充電機能付電力併用自動車</u> 地方税法（昭和25年法律第226号）第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) <u>電気自動車等</u> 電気自動車及び充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、<u>電気自動車等</u>の普及の促進に関する施策（以下「普及促進施策」という。）の基本方針を定め、これに基づき普及促進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、市町村、事業者及び事業者の組織する団体が行う<u>電気自動車等</u>の普及の促進に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する基本方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>電気自動車等</u>の需要の開拓を図ること。</p>

- (2) 次世代自動車の充電又は燃料の充填に要する設備等の整備の促進を図ること。
- (3) 次世代自動車に関連する産業への事業者の参入の促進を図ること。
- (4) 次世代自動車の普及が地球温暖化を防止するための脱炭素社会の実現に資するものであることその他の次世代自動車の有用性に関し、啓発に努めること。

(事業者への支援)

第6条 県は、次世代自動車に関する産業への事業者の参入に対する支援、次世代自動車の需要の開拓その他の次世代自動車に関連する産業を振興するための必要な措置を講ずるものとする。

(技術開発の促進)

第7条 県は、次世代自動車に関連する技術の開発の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 電気自動車等の充電に要する設備等の整備の促進を図ること。
- (3) 電気自動車等に関連する産業への事業者の参入の促進を図ること。
- (4) 電気自動車等の普及が温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化対策に有用であることに関し、啓発に努めること。

(事業者への支援)

第6条 県は、電気自動車等に関する産業への事業者の参入に対する支援、電気自動車等の需要の開拓その他の電気自動車等に関連する産業を振興するための必要な措置を講ずるものとする。

(技術開発の促進)

第7条 県は、電気自動車等に関連する技術の開発の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。